

北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第7号

北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合火災予防条例（昭和49年北上地区消防組合条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第49条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この<u>条</u>において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。</p>	<p>第49条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この<u>項</u>において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。</p> <p><u>2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。